

米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画について (愛称「地域“つながる”福祉プラン」)

1 計画策定の経過

年	月	会議等	地域活動者へのアンケート調査	地域懇談会	団体等へのインタビュー調査	地域福祉ワークショップ	パブリックコメント
H30	6	第1回庁内検討会議 (6/29)					
	7	第1回計画策定委員会 (7/4)					
	8						
	9		↑ (H30.9~ H30.11) ↓				
	10	第2回庁内検討会議 (10/3) 第2回計画策定委員会 (10/10)					
	11						
	12	第3回計画策定委員会 (12/20)					
H31	1	第3回庁内検討会議 (1/15)					
	2	社会福祉審議会 (2/4) 第4回庁内検討会議 (2/26)		↑ (H31.2.19~ R1.6.27) ↓	↑ (H31.3~ R1.6) ↓		
	3	第4回計画策定委員会 (3/18)					
	4						
R1	5	第5回庁内検討会議 (5/20) 第5回計画策定委員会 (5/24)					
	6						
	7	第6回庁内検討会議 (7/5)				7/20,21	
	8	第6回計画策定委員会 (8/7)					
	9						
	10	第7回計画策定委員会 (10/21)					
	11	地域福祉シンポジウム (11/5) 社会福祉審議会 (11/26)					
	12						↑ (R1.12~ R2.1) ↓
R2	1						
	2	第8回計画策定委員会					
	3						

2 計画策定のために行った調査等

(1) 地域福祉活動者へのアンケート調査

- 地域福祉活動を実践している住民を対象に、活動の状況や課題について調査
- 回答者 1,238 名（自治会長、地区社会福祉協議会長、民生委員、在宅福祉員）

(2) 地域懇談会

- アンケート調査の結果を踏まえ、市内全 29 公民館において、各地区の生活課題や地域活動の在り方を考えるワークショップを開催
- 参加者 326 名（自治会長、地区社会福祉協議会長、民生委員、在宅福祉員、小学校 PTA 役員、公民館長・公民館職員、地域包括支援センター職員、地域ボランティア）

(3) 福祉関連団体等へのインタビュー調査

- 活動や取組の課題、他団体との連携の在り方などについて意見聴取を実施
- 参加団体等 24 団体（障がい者等の家族会、サロン・交流の場、児童・子育て支援関連、高齢者支援関連、生活困窮者支援関連、権利擁護支援関連、相談事業所）

(4) 地域福祉ワークショップ

- 「未成年の部」、「若者から中間年齢層の部」、「多世代交流の部」を設定し、各年齢層から参加者を募り、地域懇談会等で明らかになった米子市の課題について意見交換を行うワークショップを開催
- 参加者延べ 82 名（未成年の部 37 名、若者から中間年齢層の部 17 名、多世代交流の部 28 名）

3 明らかになった本市の課題

- (1) 福祉の担い手の確保と育成
- (2) 多世代・多分野・官民の協働
- (3) 住民への情報提供、相談支援体制の整備
- (4) 住民交流・地域福祉活動の拠点の整備

4 計画の理念と目標

(1) 基本理念

「ともに生き、ともに輝き、ともにつくる福祉のまち」

本計画に基づいた様々な地域福祉実践を通じて、地域共生社会の実現を目指すこととし、その考え方を基本理念として掲げた。

【地域共生社会】

「子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」（ニッポン一億総活躍プラン）

(2) 基本目標と基本計画

【基本理念】

『ともに生き、ともに輝き、ともにつくる福祉のまち』

【基本目標】

地域全体がつながり、支え合うまちづくり

総合的な支援と適切なサービス提供の推進

未来へつながる
人づくり

【基本計画】

地域を支える住民活動・団体活動の促進

官民協働・福祉以外の分野との協働

地域福祉・住民交流の拠点の整備

災害に備えた支え合い体制の構築

自死に追い込まれない社会づくり

地域課題の発見・共有・協働の仕組みづくり

誰もが活躍できる環境の整備

総合的な相談支援体制の整備

分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供

適切で利用しやすい福祉サービスの提供

虐待やDVから守るための支援

権利擁護の推進

心身の健康づくり・健康寿命の延伸

居住・就労・移動手段の確保支援

地域の人材発掘・育成

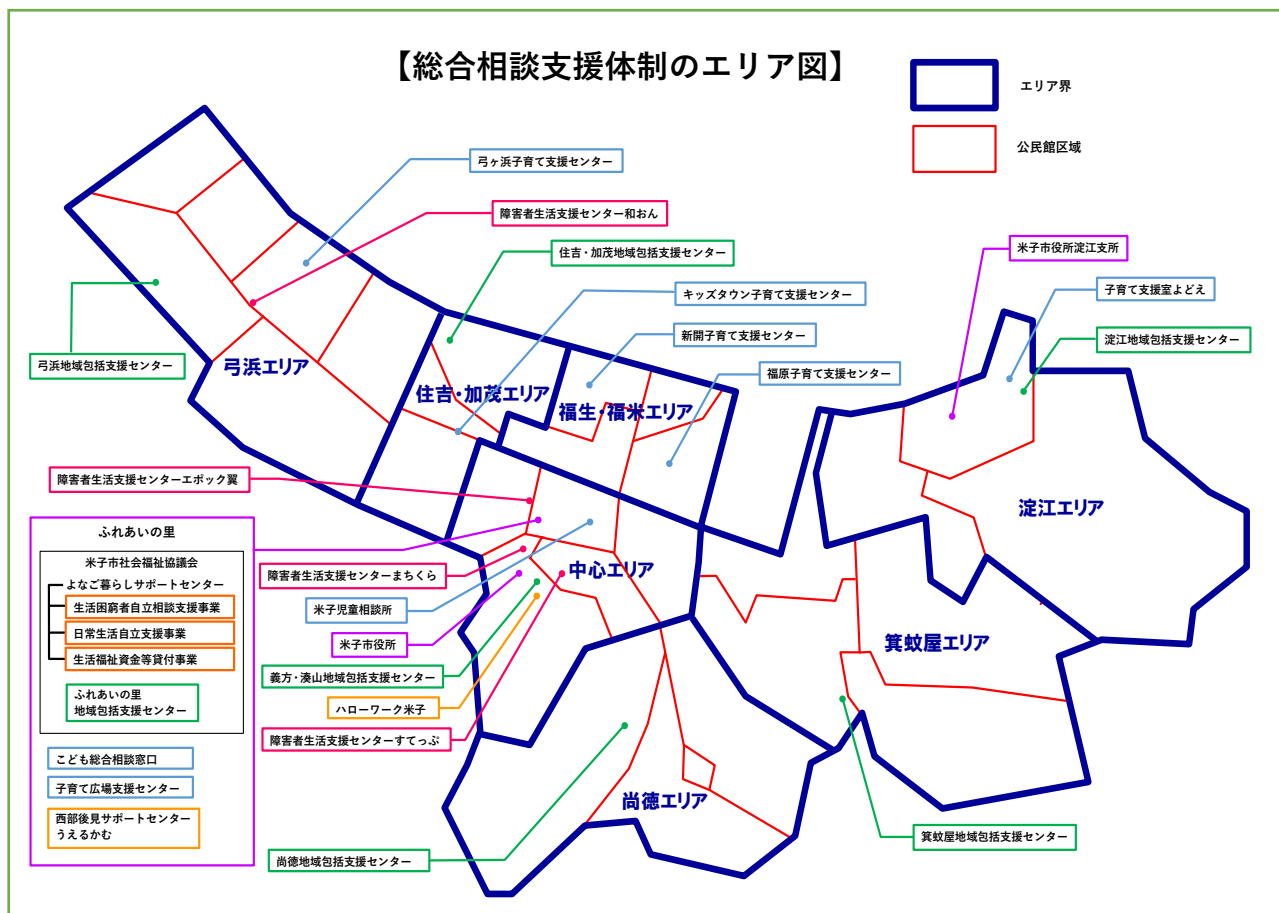
福祉従事者の確保・育成

福祉意識の啓発・福祉教育の推進

5 目標を達成するために目指す体制

(1) エリア分類と総合相談支援センターの設置

- 地理的要因や人口規模、現在の地域包括支援センターの配置等を勘案し、市内に7つ程度のエリアを定め、エリアごとに地域住民主体の活動支援と、個別課題の相談支援のための拠点となる、総合相談支援センターを設置する。
- 総合相談支援センターは、地域包括支援センターと一般相談支援事業所の機能を兼ね備えたものとする。また、エリアごとの総合相談支援センターを統括する機能を有する機関を設置し、人材育成、システム評価、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理を含む、地域福祉実践のマネジメントを行う。



(2) コミュニティワーカーとコミュニティソーシャルワーカーの配置

エリアごとに設置された総合相談支援センターには、「コミュニティワーカー」と「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、双方が協働しながら、地域を基盤とした包括的かつ総合的な相談援助を行う。

【コミュニティワーカーの役割】

- 公民館区域ごとに地域のプラットフォームを構築し、地域課題の共有化を図りながら、地域の多様な主体による協働の取組を支援するなど、地域の支え合いの機能強化に取り組む。
- 電話相談・出張相談や民生委員・児童委員などの見守り活動等との連携により、リスク要因をもつ家庭の状況の早期把握及び問題の発生・深刻化の防止に努めるとともに、地域の困り事を受け止め、コミュニティソーシャルワーカーと連携しながら、支援関係機関へのつなぎや地域住民同士の相互扶助による解決への導きを行う。

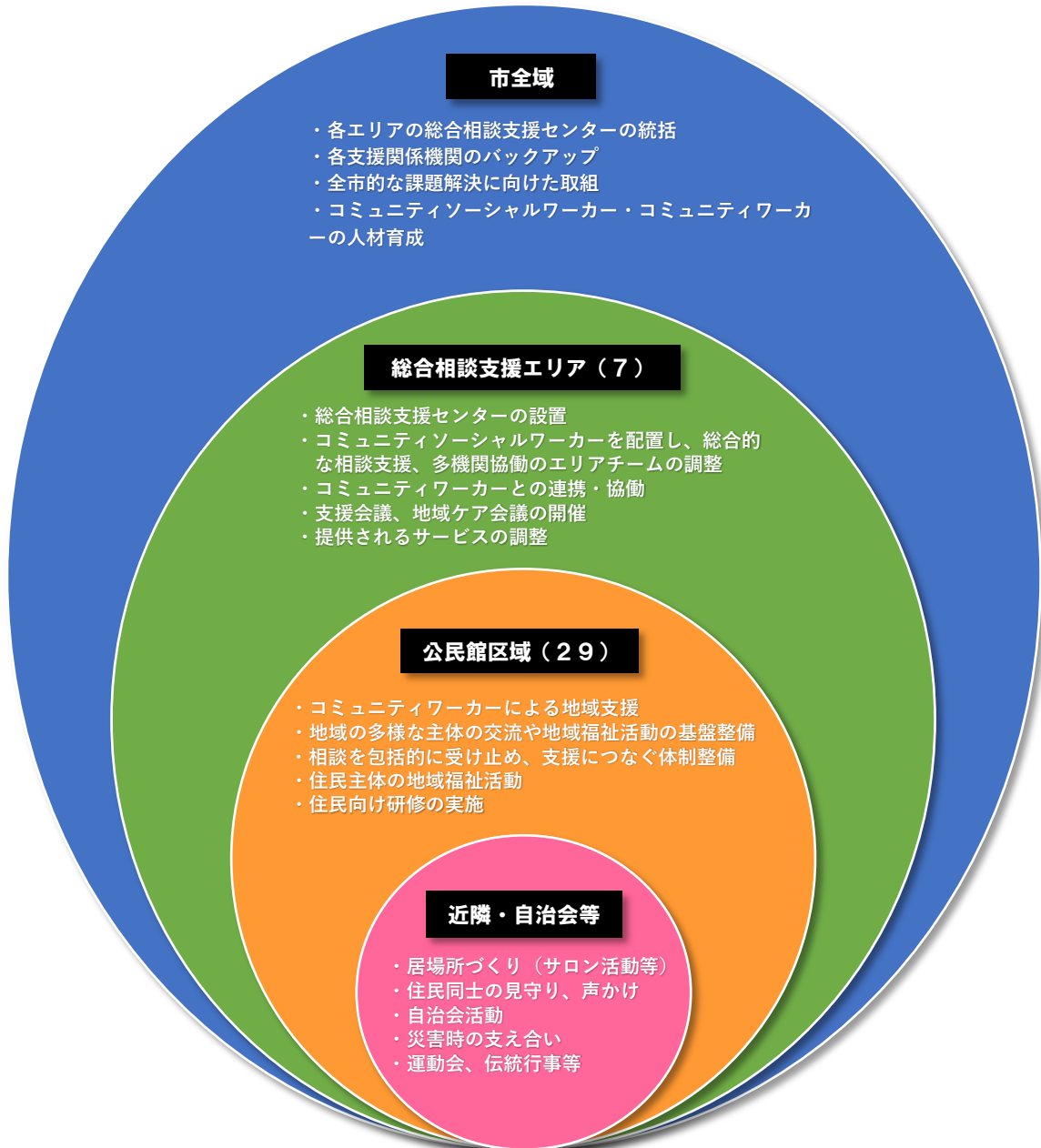
【コミュニティソーシャルワーカーの役割】

- 担当エリア内の地域活動者や支援関係機関等と連携を図りながら、相談者の抱える課題について分野を問わず対応し、世帯全体の視点から課題を整理した上で、必要な支援に結びつける。
- 複合的な課題や対応困難な課題への対応など、必要に応じて、支援関係機関で構成する支援チームによる支援を行う。

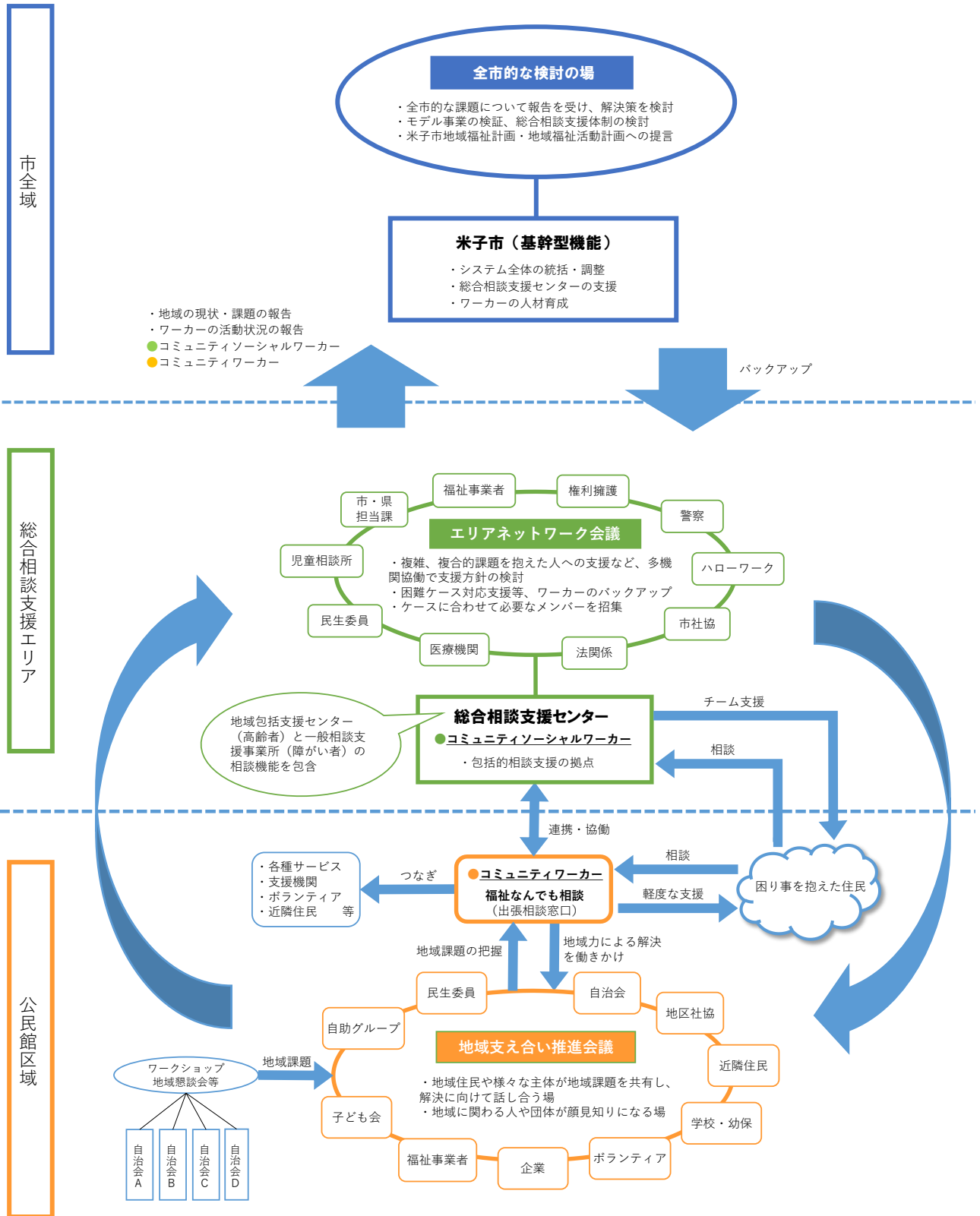
(3) 重層的な福祉圏域の設定と相談支援体制の整備

市内に「近隣・自治会の圏域」「公民館区域」「総合相談支援エリア」「市全域」の四つの段階的な福祉圏域を設定し、それぞれの圏域での役割と機能を発揮しながら、相互の圏域の連携を図ることによって、地域福祉活動や相談支援体制を重層的に機能させることを目指す。

【重層的な福祉圏域のイメージ図】



【圏域ごとの総合相談支援体制のイメージ図】



6 計画の推進体制

(1) 計画の周知及び地域課題の把握

- 本計画について市民や住民団体、福祉関連団体、企業等に知ってもらい、計画の理念や目標の共有を図っていくために、様々な機会を活用して、本計画の周知に努める。
- 地域住民が参加する懇談会やワークショップ、「地域支え合い推進会議」の開催を積み重ねることで、地域の福祉課題を明らかにするとともに、「エリアネットワーク会議」や全市的な検討会議を通じて、福祉課題に対応するための相談支援の在り方等を検討する。

(2) 「地域福祉庁内検討会議」の開催及び福祉分野の各個別計画の検討

- 市の福祉保健部及び関係部署で構成された「地域福祉庁内検討会議」を開催し、本計画に関連する各部署の取組状況の確認を行うとともに、新たな課題への対応について分野横断的な検討を行う。
- 福祉分野の各個別計画の検討に際しては、上位計画である本計画との整合を図る。

(3) 「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」及び「米子市社会福祉審議会」の開催

- 「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を開催し、計画の取組状況や地域福祉の推進に向けた方向性について評価・検討を行う。
- 重要な福祉課題等について、より深い検討が必要な場合は、適宜「米子市社会福祉審議会」の審議に付す。

